



# 事務所通信

vol.  
18

2023 January

令和5年1月

第18号

発行：加納税務会計事務所

事務所HP



## 謹賀新年

皆さま、明けましておめでとうございます  
本年も何卒宜しくお願い致します



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

### 経営者の自覚

1年半ほど前から当事務所より何度もアナウンス致しましたが、いよいよ本年10月にインボイス制度が導入されます。それに向けての対応につきましては、お客様の状況に応じ個別にお伝えさせて頂きましたが、いずれにしてもかつてないほどドラスティックに財務対応の難易度が上がります。また昨年の税制改正では帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置が加わり、その具体的な詳細が昨年10月国税庁より発表\*されました。これにより売上を日々ノートやメモに記入しているだけでは帳簿とは認められず、請求書や領収書を雑然と袋や箱に随時入れてまとめるような保存方法は認められなくなります。

税務以外の部分でも、本年4月より金融機関が貸付けを行う際、経営者個人に信用保証を負わせる場合、具体的な理由を説明するよう義務付けられました。これにより事業者にとっては借入れがしやすくなったと言えるので一見良さそうに感じますが、当然一定の要件も要求されることとなります。具体的には「①資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている」「②財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である」「③金融機関に対し、適時適切

に財務情報が開示されている」とされています。②についてはかねてから申し上げているように、収益力があって営業利益を出すマネジメント力が要求されていることは言うまでもありませんが、①③も厳しく要求されております。つまり法人においては個人の通帳で決済があったり、法人で使用する資産を個人名義で購入することは許されなくなります。また③をしっかりと履行するとなると、記帳資料を年に1回まとめて税理士事務所に送っていたという方は、そのサイクルも当然見直さないといけません。

そうすると売上や利益を上げるために一生懸命頑張ることももちろん重要ですが、財務対応についても経営者の重要な「仕事」であると今まで以上に自覚しなければ、売上や利益が上がっても淘汰されてしまうような世の中に向かっていることは間違いありません。

当事務所と致しましても上記の流れを受けて、今まで以上にお客様と密にコンタクトを取り、記帳指導や経理業務強化のご支援をしていかなければならないと強く自覚しております。そのため人員を増やし、ご支援のためのメニューも1月より増やしました。経理業務や記帳業務に不安がある方はこれを機に是非ご相談下さい！

※[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0022009-072\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0022009-072_01.pdf)





1月対応の必要事項をリマインド

## 1 5月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**1月末までに中間納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、1/31(火)までに納付の対応をお願い致します。  
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

## 2 年末調整で確定した源泉所得税は**1/20(金)までに納税**をしなければなりません。

→源泉所得税納付書を1/10過ぎにお送り致しますので、1/20(金)までに納付の対応をお願い致します。なお納付税額が無い場合は個別にご連絡致します。

## 3 事業者は法定調書合計表を**1月末までに税務署に提出**しなければなりません。

→作成のために、令和4年中の「事務所等の家賃等の支払額」「外注等への支払額及び源泉徴収税額」の情報が必要となります。これらの情報と「賃貸人の氏名、住所」「外注業者(個人のみで結構です)の氏名、住所」を1/20(金)までに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

## 4 事業者のうち取得価額が**10万円以上の固定資産を合計150万円以上所有**されている場合、**1月末までに償却資産税申告書**を事務所が所在する役所・役場(東京23区の場合は管轄の都税事務所)に提出しなければなりません。

決算終了後から昨年末までに固定資産を取得した場合は、「取得日」「取得価額」「請求明細書・領収書等」を1/20(金)までに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

## ① 昨年10月よりインボイス制度「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の提出が可能となりました

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、消費税の課税事業者でご希望の方はご連絡下さい。

## ② インボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料が公表されました

インボイスの登録申請を検討する際には、これらの情報も参考にしてみてください。



事務所の最新ニュースをお伝えします

当事務所の業務報酬価格を一部改訂させて頂きました。基本的な価格の変更はございませんが、上記コラムの通り昨年の税制改正で帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置が加わったこと、本年10月よりインボイス制度の導入予定という状況を鑑み、よりお客様に対してご支援出来るよう顧問契約の体系を中心に変更致しました。

それにより昨年以前の関与内容と変更が発生しますので、添付の「加納税務会計事務所、価格変更点のご案内」をご確認下さい。

皆さまご理解の程、宜しくお願い致します。